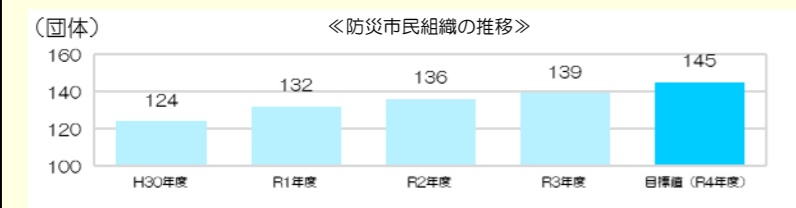


施策の方向

〇市内にいるすべての人の生命・身体・財産を災害の脅威から守るため、減災対策の充実、災害時の対応能力の強化及び復旧復興体制の整備について、自助・共助・公助の考えの下、個人、地域、事業者、行政のそれぞれの役割に応じた取組を推進します。

これまでの主な取組成果

〇地域の防災体制づくり
・防災市民組織については、結成支援の促進により、防災市民組織の団体数を139団体に拡充



・調布市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、自治会やマンション管理組合等と協定を締結を推進
・令和元年台風第19号や新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所開設訓練を実施
・浸水被害に対する事前の備えとして、止水板等設置工事等助成金交付事業を創設

〇災害情報システムの維持管理・充実
・災害時の迅速な情報伝達手段の確保に向けて、移動系・固定系の防災行政無線のデジタル方式への移行を計画的に実施

〇防災備蓄品の確保・充実
・災害対応資機材の充実に向け、非常用発電機やマンホールトイレの配備のほか、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所の備蓄品、資機材を充実

〇災害に強い都市基盤の整備
・震災時の緊急輸送道路としての機能を確保するため、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進
・橋りょうの安全な維持管理のため、調布市橋りょう長寿命化計画に基づき、計画的な耐震補強・補強工事を実施したほか、下水道管路の耐震診断を継続し、耐震性の有無を確認した。
・令和元年台風第19号による浸水被害を踏まえ、ハード面の対策を検討・実施した。

〇災害時における広域的連携
・相互応援協定を締結している岐阜県岐阜市、富山県富山市岩手県遠野市と訓練を通じて、連携体制を強化

〇消防力の強化
・消火栓・防火貯水槽を計画的に整備したほか、消防団の円滑な運営を図るため、消防団員装備品等を充実

新たな対応課題、継続的な対応課題等

- 自助・共助の取組の推進による地域の防災体制づくり
- 避難行動要支援者支援の推進 □緊急医療救護体制の充実
- ☆感染症対策を踏まえた避難所運営及び備蓄品の確保
- ☆災害時における情報発信力の強化（情報発信手段の多重化）
- 特定緊急輸送道路沿道建築物・住宅の耐震化促進
- 受援応援体制の整備 ☆消防団員の安定的な確保
- 減災対策の推進・強化 ☆風水害への対策（令和元年台風第19号対応等）
- ☆気候変動を踏まえた水災害への対応（豪雨対策等）

次期計画4年間のポイント

〇災害の激甚化・頻発化や令和元年台風第19号の教訓を踏まえた防災・減災対策の強化に取り組む中で、自助の意識の一層の醸成を図りながら、共助、公助とも連携し、ソフト・ハード対策の充実を図る。
〇災害時における実践的な協力関係の構築に向け、災害時相互応援協定締結自治体との平常時から連携を図るほか、災害時における他団体などからの支援の受入れに関する体制整備を進める。
〇延焼遮断帯の形成、緊急輸送道路の機能確保、住宅の耐震化など防災都市づくりを進めるとともに、道路や橋りょう、下水道などのインフラマネジメントを計画的に進める。
〇流域全体のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」への転換と歩調を合わせ、多様な主体と協働し、ハード・ソフト両面からの総合的な治水対策を構築する。

基本的取組の内容

- ◇地域と市が協働した地域防災力の向上の取組
 - ・防災教育の日や総合防災訓練をはじめとした市が実施する訓練において地域の方々と市職員の協働の訓練の実施
 - ・地域で実施する訓練へ市職員が参加することにより地域の方々と顔の見える関係を構築
- ◇備蓄資機材の充実・活用による災害対応能力の向上
 - ・フェーズフリーやローリングストックの視点を取り入れた備蓄品の充実・確保
- ◇地域等と連携した要支援者支援体制の構築
 - ・避難行動要支援者避難支援プランの推進
 - ・それぞれの状況に応じた個別避難計画の作成
- ◇災害時における他団体などからの支援の受入れに関する体制整備
 - ・災害情報システムを活用した災害時における円滑な受援応援体制の構築

成果指標（現状値と目標値）

基本的取組	指標名	現行計画での基準値	次期計画での基準値	目標
01-1	災害が発生した際、避難する避難所や家族等との連絡方法を決めている市民の割合（上段：避難所、下段：連絡方法）	71.4% 60.5% (H30)	54.9% 60.6% (R3)	↗
	災害時の情報を入手することができる市民の割合	—	—	↗
	市の訓練に参加または訓練を実施した防災市民組織の割合	—	60.0% (R3)	↗
01-2	特定緊急輸送道路の沿道建築物（補助対象建築物）の耐震化率	40.8% (H29)	47.9% (R3)	↗
01-3	防火貯水槽の整備区域（区域）	391区域 (H29)	393区域 (R3)	—

01-1 防災体制の充実

- ◇自助・共助の取組の推進による地域の防災体制づくり
 - ・家具転倒防止対策や備蓄など家庭でできる備えの更なる啓発
 - ・市が実施する訓練に防災市民組織が参画する取組を推進
- ◇関係機関等との連携体制強化
 - ・民間事業者等との連携による災害時協定を活用した物資調達及び人員体制の構築
 - ・災害時の物資調達等を見据えた中距離圏域自治体との相互連携の構築
 - ・災害対応訓練での連携
- ◇避難所運営、避難指示等の円滑な実施に係るソフト対策の強化
 - ・要配慮者や女性などの視点を踏まえた適切な各種訓練の実施
 - ・感染症対策を踏まえた避難所運営の検証や訓練の実施

01-2 災害に強い都市基盤の整備

- ◆雨に強い都市基盤の整備
 - ・雨水管理総合計画の策定
 - ・雨水貯留浸透施設の設置の推進
- ◇下水道管路の耐震化の推進
 - ・下水道管路の耐震診断の継続、老朽化対策と組み合わせた耐震化の推進
- ◇骨格となる都市基盤の整備
 - ・都市計画道路などの都市基盤の整備

01-3 消防力の強化

- ◇消防団の円滑な運営と対応能力の向上
 - ・消防団の円滑な運営を図るため、処遇の改善等の取組による消防団員の確保に努めるとともに、消防団装備品等の充実
 - ・消防団の認知向上や若年層に向けた広報活動などの実施

4つの施策推進、成果向上の視点

デジタル技術の活用	DIS等災害情報システムを活用した受援応援体制の構築、デジタル技術活用による避難所の混雑状況の可視化及び備蓄品の最適化、情報発信手段の多重化（デジタルデバイド対策を含む）
共創のまちづくり	防災市民組織などによる防災訓練の充実などの取組支援、地域の多様な主体と連携した避難行動要支援者への支援体制の確保 市民への災害時の情報伝達、企業を含む協定団体等との連携による災害対応能力の強化
脱炭素社会の実現	ローリングストックの視点を踏まえた備蓄品のフードロスの取組、災害時にも活用可能な電気自動車の導入による排気ガスの削減
フェーズフリー	フェーズフリーの視点を踏まえた、防災備蓄品の効率的な配備、平時利用の施設や物品について災害時への転用、災害時情報伝達手段の整備

施策の方向

○市民一人一人の身近な犯罪に対する防犯意識の向上と防犯行動の促進，地域ボランティアによる防犯活動の促進，市民，地域，事業者，警察，行政の連携による防犯体制を推進することにより，市民が安心して生活することができる犯罪のないまちづくりを目指します。

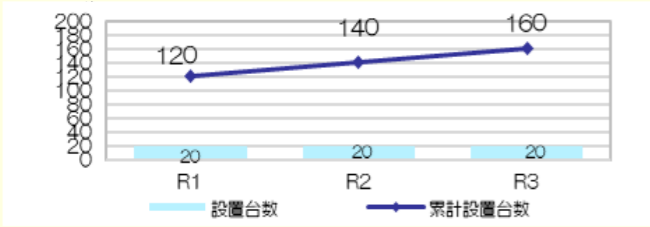
これまでの主な取組成果

- 地域防犯パトロールの支援**
 - ・地域における防犯まちづくりを進めるため，防犯パトロール用品の貸与により，地域の自主防犯活動を支援
 主な貸与品：防犯ベスト，防犯ブザー付防滴ライト，赤色灯，防犯笛，自転車かごプレート，防犯キャップ など
 - ・地域の安全は地域で守る自主的な取組として，愛犬との散歩の時間を活用した「わんわんパトロール」を実施
 主な貸与品：トートバック，バンダナ，わんパトスウィングボーン等
 ≪防犯パトロール活動支援用品≫ ≪わんわんパトロール支援用品≫



- 市民の財産を狙う特殊詐欺対策の推進**
 - ・東京都・調布警察署と連携しながら，平成27年度から自動通話録音機の貸出事業を実施（令和4年度9月末までの累計3346台）
 - ・市報やホームページをはじめ，調布市防災・安全情報メール，ツイッターなど様々な広報媒体を活用して啓発活動を実施

- 犯罪が発生しにくい環境整備**
 - ・青色回転灯を装着した車両による防犯パトロールをはじめ，下校する児童・生徒の安全を守るため，小・中学校や児童館などの施設や通学路を重点にパトロールを実施。また，夜間において，侵入窃盗，放火，ひったくり，車上狙いなどの犯罪被害を防ぐため，市内全域の防犯パトロールを実施
 - ・平成27年度から全小学校の通学路に，計画的に防犯カメラを設置（令和3年度末時点160台）
 また，自治会や商店街に対しては，補助金を活用しながら段階的に防犯カメラを設置・更新
 ≪小学校の通学路等を撮影する防犯カメラ設置台数



- ・各小学校PTA等と連携し，「こどもの家」の普及啓発を実施



次期計画4年間のポイント

○誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指し，市民一人一人の防犯意識の向上や自主防犯活動の促進を図る。
 ○特殊詐欺の被害防止に向け，引き続き，調布警察署等と連携しながら，様々な媒体を通じて詐欺被害の最新の傾向と対策の周知啓発に努めるとともに，関係機関と連携した被害防止対策に取り組む。
 ○犯罪の少ないまちを目指し，防犯カメラ等の防犯設備を有効活用した防犯環境の整備のほか，市民，地域，事業者，警察，行政の連携による防犯体制を推進する。
 ○子どもの安全・安心確保のため，防犯パトロール等の取組を継続するとともに，防犯教育の推進を図る。

成果指標（現状値と目標値）

基本的取組	指標名	現行計画での基準値	次期計画での基準値	目標
02-1	治安の面で自分の住んでいる地域が安心して暮らせると感じている市民の割合	83.3% (H30)	83.2% (R3)	↗
02-2	市内刑法犯認知件数（暦年）	1721件 (H30)	984件 (R3)	↘
	街頭防犯カメラの設置・維持管理・運用等補助団体数	—	12団体 (R4)	↗

基本的取組の内容

02-1 身近に潜む犯罪リスクに対する防犯意識向上と防犯活動の推進

- ◇**市民一人一人の防犯意識の向上**
 - ・犯罪に関する情報を各種広報媒体を通じて発信するとともに，出前講座等を活用し，防犯意識の向上を図る。
 - ・振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害防止に向けて，調布警察署及び関係機関と連携した広報啓発活動等の継続・拡充

- ◇**地域防犯活動への支援**
 - ・防犯パトロール支援用品の貸与をはじめ，防犯意識啓発グッズの配布
 - ・防犯ボランティア保険の加入補助
 - ・地域での活動に関する周知や活動のサポートを行うとともに，ボランティア等の登録者の拡充を図る。

- ◇**防犯教育の推進**
 - ・小中学校のセーフティ教室，児童館の防犯教室の実施など，子どもたちの犯罪教育に取り組み，犯罪被害防止を図る。

02-2 犯罪抑止対策の推進

- ◇**安全・安心パトロール事業の実施**
 - ・市独自の安全・安心パトロールの実施により，市内の犯罪抑止に引き続き努める。
 - ・効果的なパトロール地域の選定や市民からのパトロール要請等を踏まえて，重点警戒を実施するなど，実効性の高い取組を推進する。

- ◇**犯罪が発生しにくいまちへの環境づくり**
 - ・自治会，商店街が設置する防犯カメラの設置促進を継続するとともに，市が設置・管理する街頭防犯カメラについて，計画的な運用を行う。
 - ・自動通話録音機の更なる普及を目指し，創意工夫のうえ，様々な機会を通じて貸出事業を広報するなど，件数の増加を図り，特殊詐欺被害の防止につなげる。

新たな対応課題，継続的な対応課題等

- 地域との協働による防犯活動の推進
- 市民の財産を狙う特殊詐欺被害の防止
- 子どもの安全・安心確保の取組
- 犯罪抑止につながる街頭防犯カメラの設置

4つの施策推進，成果向上の視点

デジタル技術の活用	犯罪発生情報や防災対策情報の発信
共創のまちづくり	警察署や関係各所と連携した防犯キャンペーン等の実施，市民，地域，事業者，警察，行政の連携による防犯体制づくりの推進，特殊詐欺被害の未然防止
脱炭素社会の実現	安全・安心パトロールで使用する自動車の環境配慮型車輛の使用促進
フェーズフリー	フェーズフリーの視点を踏まえた防犯対策グッズや青色防犯パトロール車輛などの災害時の有効活用

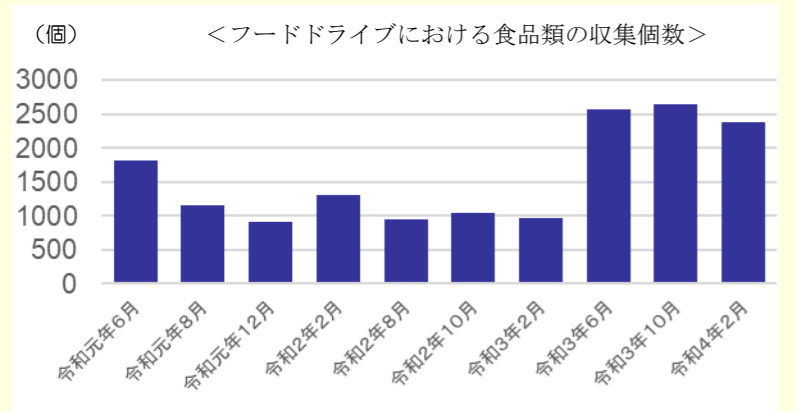
施策の方向

○市民が、自らの自覚と判断により消費者トラブルから身を守り、安心して生活できる消費者となるよう消費者啓発の充実を図ります。また、消費者トラブルに巻き込まれた市民に対して的確に対応できるよう相談員のスキルアップや相談体制の更なる充実を図ります。

これまでの主な取組成果

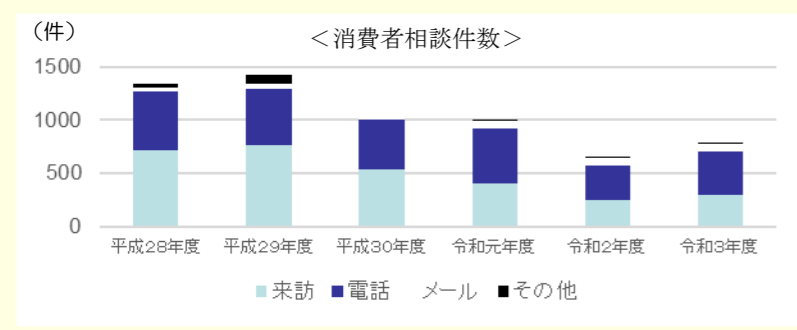
○消費者啓発事業の充実

- ・幅広い年代に向けた講座を開催し、消費者啓発を実施
- ・消費者トラブルの情報提供について、市報にコラム「生活ひとくちメモ」を掲載したほか、市ホームページ、調布エフエム等で消費者被害の注意喚起を定期的実施
- ・令和4年4月からの成年年齢引き下げを見据え、市内の高校や大学において、若者が消費者トラブルに巻き込まれることがないよう、啓発を実施
- ・食品ロスの削減に向け、消費者団体連合会や市内事業者等と連携しながらフードドライブを開催し、消費者への意識啓発を図るとともに、集まった食品を市内の福祉施設等へ提供



○消費者相談の充実

- ・専門の相談員を配置した消費生活センターにおいて、消費者トラブルに巻き込まれた市民の相談に応じるとともに、問題解決に向けて必要なサービスにつなげることができるよう、関係機関等との連携を図りながら、相談支援体制を充実



新たな対応課題、継続的な対応課題等

- 消費者相談の充実
- 消費者啓発の充実

次期計画4年間のポイント

- 消費者トラブルが悪質化・巧妙化している中で、常に最新の消費トラブル等の情報把握に努めながら、東京都消費者生活基本計画の3つの視点を踏まえた取組を推進する。
- 令和4年4月から成年年齢が引き下げられたことから、教育機関との連携を図りながら、青少年・若者への消費者教育を強化していく。
- 食品ロス削減推進法、国の方針、都の計画等を踏まえた食品ロス削減に向けた取組の推進

成果指標（現状値と目標値）

基本的取組	指標名	現行計画での基準値	次期計画での基準値	目標
03-1	消費啓発事業への参加者数	4670人 (H29)	860人 (R3)	↗
03-2	消費者相談における自主交渉率	78.1% (H29)	79.6% (R3)	↗

基本的取組の内容

03-1 消費啓発事業の充実

- ◇市民生活に役立つ消費者情報の提供
 - ・様々な媒体を活用した迅速で正確な消費者情報の提供
- ◇環境に配慮した消費者行動の普及啓発
 - ・消費者団体連合会、社会福祉協議会、事業者等と連携したフードドライブの実施や食品ロス削減の推進

- ◇多様な主体と連携した消費者教育の充実
 - ・小冊子「生活ひとくちメモ」の配布
 - ・出前講座の実施
 - ・青少年・若者に向けた消費者啓発



<生活ひとくちメモ>

03-2 消費者相談の充実

- ◆誰もが安心して相談しやすい環境の整備
 - ・相談員のスキル向上
 - ・相談窓口を周知し、気軽に相談できる環境を整備
 - ・消費者トラブルに巻き込まれた市民に対して的確に対応できる充実した相談支援体制を構築

- ◇消費者トラブルの早期発見と支援
 - ・消費生活センター条例に基づく消費者相談事業
 - ・高齢者の消費者被害防止のため見守り部署との連携充実



4つの施策推進、成果向上の視点

デジタル技術の活用	—
共創のまちづくり	事業者や関係団体と連携した食品ロス削減の取組
脱炭素社会の実現	事業者や関係団体と連携した食品ロス削減の取組
フェーズフリー	フードドライブと、災害用備蓄食品等のローリングストックの取組との連携

施策の方向

○都市計画の最上位計画である調布市都市計画マスタープランを基本として、適正な土地利用を推進するとともに、市民の身近な景観の価値の向上を図る景観まちづくりを推進し、利便性と快適性を兼ね備えた良好な市街地を形成します。

これまでの主な取組成果

- 地区計画制度の活用
 - ・地区ごとのまちづくりの目標やルールを定める地区計画制度を活用した街づくりでは、市内の地区計画策定地区数が13地区となっている。
- 住民発意の街づくり活動の支援
 - ・地域住民で進める街づくり活動に対する支援として、調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例に基づいて、認定した「街づくり協議会・準備会」は、令和3年度末時点で、協議会4団体、準備会2団体となっている。
- 景観まちづくりの推進
 - ・調布市は、平成26年2月に、調布市の地域特性を反映した景観づくりのルールや景観法の届出制度による建築物などの規制誘導の仕組みなど、良好な景観形成の推進に向けた取組を体系的にまとめた景観法に基づく調布市景観計画を策定し、同年4月1日に施行した。
 - ・調布市景観計画策定から7年が経過し、京王線の地下化、調布駅前広場や都市計画道路の整備などの駅周辺の整備の進展、また、駅やその周辺の利用者状況の変化に合わせて、景観形成の考え方を整理した。また、景観計画に位置付けた「駅」の景観形成推進地区について見直しに向けた調査・検討を実施した。
 - ・市の景観形成に関する課題や将来像について、市民の視点から検討し、良好な景観まちづくりを推進するため、30人の市民で構成される景観まちづくり市民検討会を平成27年度から設置し、運営している。
- 公共サイン計画の検討・運用
 - ・調布市では、平成24年3月に調布市公共サイン整備方針を策定、平成27年3月には、調布市公共整備ガイドラインを策定した。同整備方針及び同ガイドラインに基づき、各地域の特性に応じた整備計画を策定し、だれにもわかりやすい公共サインの整備に取り組んでいる。
 - ・調布市中心市街地公共サイン整備計画〔布田駅・国領駅編〕（平成28年3月策定）に基づき、令和2年度に布田駅周辺に1基の誘導サインを設置、令和3年度から令和4年度にかけて国領駅周辺に4基の誘導サインを設置した。

新たな対応課題、継続的な対応課題等

- 公共サインの整備
- 地域の特性を活かしたまちづくりの推進
- 地区計画制度の活用や住民発意によるまちづくりの推進
- ☆ 用途地域等地域地区の見直し検討
- 都市計画マスタープランの見直し・運用
- 参加と協働の景観まちづくりの推進

次期計画4年間のポイント

- 都市計画マスタープランにおける将来都市構造や地域別構想の考え方にに基づき、地域拠点や地域資源などを考慮しながら、地域ごとの特性を生かした住みよいまちづくりを進める。
- 令和6年度の用途地域等地域地区の見直しに向け、引き続き検討を進めていく。
- 東部地区の抜本的な交通環境改善に向けて一体的にまちづくりを進めていくため、(仮称)まちづくり総合計画の策定検討を進める。
- 公共サイン整備方針及びガイドラインに基づき、多言語対応を含めた、誰にも分かりやすい公共サインの計画的な整備を進める。

成果指標 (現状値と目標値)

基本的取組	指標名	現行計画での基準値	次期計画での基準値	目標
23-1	住みやすいと感じている市民の割合	93.0% (H30)	93.0% (R3)	↗
23-2	市内に優れた景観があると感じている市民の割合	82.5% (H30)	83.7% (R3)	↗

基本的取組の内容

23-1 適正な土地利用の推進

◇都市計画マスタープランの運用

- ・都市計画マスタープランに基づき、市の都市計画に関する基本的な方針を示すとともに、適正な土地利用の推進を図る。
- ・ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例に基づく市民、事業者及び市の協働による地域特性を生かした住み良い街づくりを推進

◇地区計画制度の活用

- ・地区計画制度を活用した地区の特性にふさわしい良好な市街地や緑豊かな都市環境を創出

23-2 景観まちづくりの推進

◇住民発意の街づくり活動の支援

- ・ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例に基づく住民発意の街づくりの活動を支援

◇良好な開発への誘導

- ・街づくり条例に基づき、周辺環境に配慮した開発事業へ誘導し、良好な住環境の保全と魅力的な都市機能を創出

23-1 適正な土地利用の推進

◇調布の自然・地域の個性を生かした景観価値の向上

- ・地域固有の景観の魅力を市民と共有し、景観まちづくりを推進

◇街並み・景観保全に向けた規制・誘導

- ・景観計画、景観条例などの景観法の制度を活用した規制誘導
- ・各地区の景観特性に応じた景観のルールづくりを推進

◇地域における景観意識の醸成

- ・景観学習等の推進による景観まちづくりの担い手となる人材の育成と地域での様々な社会活動を通じた景観に対する意識の醸成

23-2 景観まちづくりの推進

◇公共サイン計画の整備・運用

- ・公共サイン整備方針及びガイドラインに基づく、多言語対応を含む公共サイン計画の検討・運用
- ・利用者の視点に立った分かりやすく親しみやすい公共サインの整備を推進

4つの施策推進、成果向上の視点

デジタル技術の活用	—
共創のまちづくり	住民発意のまちづくりの推進、市民の参加と協働による景観まちづくりの推進
脱炭素社会の実現	—
フェーズフリー	令和元年台風第19号による浸水被害を踏まえ、今後の水害対策をはじめとした防災まちづくりの推進を図る

施策の方向

○京王線の地下化を機に、駅前広場や鉄道敷地周辺への都市機能の集積や、ゆとりある空間の確保により、魅力ある中心市街地を形成するとともに、地域の特徴を生かした質の高い都市空間を形成します。

これまでの主な取組成果

○調布駅前広場の整備

- ・京王線の地下化の実現以降、調布駅前周辺を取り巻く環境の変化や広範な市民の意見を踏まえ、令和7年度完成を前提に、南側ロータリーの一部を修正する市の方針を定め、調布駅前広場整備計画図を取りまとめた。
- ・調布駅前広場整備計画図に基づき、オープンハウスやアンケート調査、社会実験などを実施しながら、交通結節機能はもとより、市民交流やまちのにぎわいをもたらすソフト面の取組の検討と併せ、着実な整備を推進
- 平成28年度 北側ロータリー街築工事着手
- 令和元年度 駅前広場暫定開放・調布駅前ひろば検討会・南側ロータリーの一部修正を決定
- 令和2年度 関係機関協議・市民参加・整備計画図決定・公表
- 令和3・4年度 詳細設計・北側ロータリー工事着手

○鉄道敷地の整備

- ・平成26年9月に京王電鉄と基本協定を締結し、平成27年度に策定した鉄道敷地整備計画に基づき、令和6年度までの10年間で整備を進める。
- 令和元年度 鬼太郎ひろば完成・国領駅～布田駅間暫定開放・鉄道敷地公園（相模原線）開園
- 令和2年度 オープンハウス・アンケート調査
- 令和3年度 区画A（鶴川街道～調布西第2路上自転車等駐車場）設計
- 令和4年度 区画A工事 区画B（調布東第2路上自転車等駐車場～布田南通り）設計

○中心市街地における区画道路等の整備

- ・駅前広場や鉄道敷地の整備と併せ、周辺の区画道路等の整備を行うことにより、安全で快適な道路ネットワークを形成し、中心市街地の回遊性の向上を図っている。
- 令和元年度 調布区画道路9号・国領地区内道路・国領歩行者専用道路1号 工事
- 令和2年度 国領歩行者専用道路2号の道路改良工事
- 令和3年度 調布区画道路2号 詳細設計
- 令和4年度 調布区画道路3号 測量・設計
調布区画道路11号・12号・13号 測量・設計等

○東部地区における交通環境改善

- ・東部地区においては、つつじヶ丘駅・柴崎駅周辺における5箇所の踏切対策や、京王線と調布3・4・9号線の交差点である清水架道橋の安全確保など、交通環境の改善に向けた取組が課題となっている。こうした状況下において、国等との協議・調整を重ね、改正踏切道改良促進法に基づく「改良すべき踏切道」の指定を受けることができた。これを受け、国や東京都、京王電鉄(株)との協議・調整を図りながら、連続立体交差事業を視野に入れた交通環境改善の取組を推進している。

○深大寺地区におけるまちづくり

- ・深大寺地区の魅力を最大限に活かしながら、次世代へ良好な街なみ景観を残していくため、調布市深大寺地区街なみ整備基本計画に基づき、街なみ環境整備事業を活用し散策路の改修（市道北136号線等）や公共サイン案内板を設置（5箇所）に取り組みとともに、深大寺白鳳院の建設に伴う周辺環境整備に向けて取り組んでいる。

新たな対応課題、継続的な対応課題等

- 調布駅前広場と鉄道敷地の着実な整備
- 調布駅前広場の利活用
- ☆ 東部地域における抜本的な交通環境改善
- つつじヶ丘駅、柴崎駅、西調布駅周辺のまちづくり
- 深大寺地区周辺の街なみ景観の維持・向上

次期計画4年間のポイント・課題

- 中心市街地街づくり総合計画に基づき、駅前広場整備、鉄道敷地整備、市街地再開発、道路整備等の各種事業を着実に推進し、ソフト、ハードが一体となった、にぎわいや交流、うるおい、やすらぎのある都市空間を整備する。
- つつじヶ丘駅周辺地区、柴崎駅周辺地区や西調布駅周辺地区などにおいて、地域の課題を解決するため、それぞれの地域の特성에応じ、都市計画諸制度を活用した誘導方策や道路網計画に定めた優先整備路線や地区内道路などの基盤整備とともに、産業振興とも連携したソフト・ハード一体となった面的なまちづくりの検討を進める。
- 東部地区の抜本的な踏切対策として、調布市内の5箇所の踏切道（仙川駅～国領駅間）が、改正踏切道改良促進法に基づく「改良すべき踏切道」に指定された。今後、改良方法を検討し、改良計画を国土交通省へ提出し、その後の具体的な対策事業の実施に向けて関係機関との調整を進める。

基本的取組の内容

24-1 魅力的な中心市街地の形成

◇面的整備手法の活用

- ・市街地再開発事業や土地区画整理事業などの面的整備手法を活用した街づくりを推進

◇魅力的な駅前広場の整備

- ・交通結節機能の向上や、にぎわいや交流、うるおいを生み出す都市空間としての機能を兼ね備えた駅前広場を整備

◇鉄道敷地の整備と活用

- ・鉄道敷地の連続した空間を有効活用し、にぎわい、うるおい、やすらぎのある都市空間として整備

◇歩行者の回遊性の向上

- ・安全で快適な歩行者空間ネットワークの形成による中心市街地の回遊性を向上

◇都市景観の創造

- ・ゆとりとうるおいのある空間の創出により、良好な都市景観を形成

◇中心市街地活性化の推進

- ・市民や来街者のニーズを捉えながら、中心市街地の活性化を推進

24-2 駅周辺におけるまちづくり

◇駅周辺のまちづくり

- ・鉄道駅周辺におけるにぎわいと利便性を兼ね備え、地域の個性を生かした地区の中心となる拠点づくりを推進

24-3 深大寺地区におけるまちづくり

◇深大寺地区におけるまちづくり

- ・景観法や都市計画法などの諸制度を活用した規制、誘導

◇街なみ景観の保全

- ・街なみ整備基本計画に基づく街なみ環境整備事業を推進

成果指標（現状値と目標値）

基本的取組	指標名	現行計画での基準値時	次期計画での基準値	目標
24-1	中心市街地が魅力的であると感じている市民の割合	67.8% (H30)	68.3% (R3)	↗
24-2	駅周辺の利便性が高いと感じている市民の割合	67.0% (H30)	71.1% (R3)	↗
24-3	深大寺周辺の景観が優れていると感じている市民の割合	89.0% (H30)	88.2% (R3)	↗

4つの施策推進、成果向上の視点

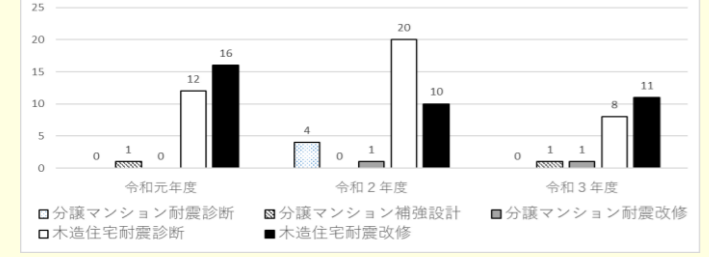
デジタル技術の活用	—
共創のまちづくり	地域住民や関係機関と連携した抜本的な交通環境改善
脱炭素社会の実現	駅前広場や鉄道敷地への樹木の配置による温室効果ガスの吸収効果
フェーズフリー	—

施策の方向

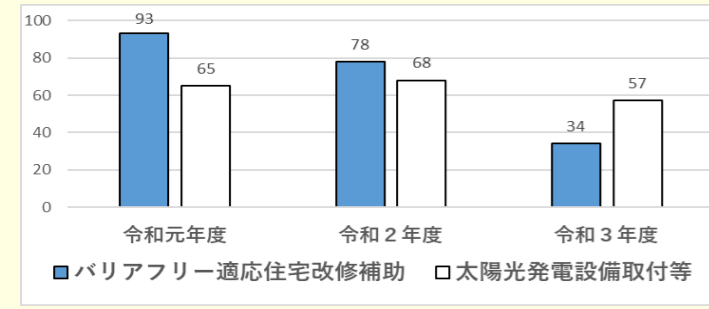
○住宅の「質」の向上を推進し、住宅の耐震化、バリアフリー化、省エネルギー化を進めることにより、安全・安心で災害に強い良質な住環境づくりを推進するとともに、既存住宅ストックの適正管理の促進や民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの構築による超高齢社会に対応する住環境を形成します。

これまでの主な取組成果

○住宅の耐震化の促進
 ・昭和56年改正建築基準法前の旧耐震基準により建築された木造住宅及び分譲マンションを対象に、耐震診断・改修等に係る費用を一部助成するなど、住宅の耐震化の促進を図っている。



○居住環境改善の促進
 ・少子高齢化への対応、脱炭素まちづくり、環境負荷の軽減を図るため、バリアフリー対応、太陽光・太陽熱利用などの住宅改修工事費用の一部を助成を実施。



○居住支援の推進
 ・住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居等の促進を図るため、不動産関係団体及び居住支援団体等と連携し、平成27年度に居住支援協議会を設置した。
 ・住宅確保要配慮者を包括的に支援する「住まいぬくもり相談室」を平成29年度に開設し、相談者の状況に応じて、物件情報の提供や仲介支援事業、家賃等債務保証支援を実施。

○空き家対策の推進
 ・平成29年6月に、市内不動産関係団体、有識者で構成する調布市空家等対策検討委員会を設置。さらに、令和元年8月には、市における空き家等に関する施策の推進に必要な事項を検討、協議、報告するため調布市空家等対策推進協議会を設置
 ・令和2年4月に、調布市空家等の対策の推進に関する条例を制定するとともに、調布市空家等対策計画を策定し、予防保全と円滑な利活用及び特定空き家等への対応を推進
 ・ワンストップ相談窓口やエリアリノベーション事業など、産学官連携による空き家等対策事業を展開している。

新たな対応課題、継続的な対応課題等

- 空き家対策
- 住宅確保要配慮者等への住宅支援
- 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進
- 住宅の耐震化促進
- 太陽光発電設備等環境負荷軽減の促進

次期計画4年間のポイント

○豊かな住生活の実現に向け、調布市住宅マスタープランに基づき、地域の実情を踏まえた住宅施策を総合的に推進する。
 ○東京都耐震改修促進計画及び調布市耐震改修促進計画に基づき、特定緊急輸送道路沿道建築物や住宅の耐震化を促進する。
 ○2050年カーボンニュートラルの実現に向け、省エネ法や環境確保条例の改正による規制の強化をはじめ、国や東京都の動向を踏まえ必要な施策を検討する。
 ○既存住宅ストックの活用や超高齢社会に対応する住環境の整備など、良好な居住環境の形成を図るとともに、住宅確保要配慮者の居住確保を支援する。
 ○空き家の未然予防と円滑な利活用につながる取組の推進する。

基本的取組の内容

25-1 安全・安心な住環境づくり

- ◇住宅マスタープランに基づく住宅施策の推進
 - ・豊かな住生活の実現に向け、調布市住宅マスタープランに基づき、地域の実情を踏まえた住宅施策を総合的に推進
- ◇住宅の耐震化の促進
 - ・新耐震基準に対応していない昭和56年改正建築基準法施行前の木造住宅及び分譲マンションを対象に、耐震診断から耐震改修へつなげるよう支援し、住宅の耐震化を計画的に促進

25-2 良好な居住環境の形成と支援

- ◇分譲マンションの適正な管理の支援
 - ・関係機関と連携した分譲マンションセミナーや相談会のほか、予防保全の観点から、管理アドバイザー制度、管理組合への指導・助言など、マンションの管理の適正化に向けた取組を支援

25-3 空き家対策の推進

- ◇空き家の予防保全と円滑な利活用
 - ・調布市空家等対策推進協議会を中心に、産学官連携の下、空き家の未然予防、利活用等に係る取組を検討、推進
 - ・空き家等実態調査及び所有者意向調査の結果等を踏まえ、改定する調布市空家等対策計画に基づく取組を推進

25-1 安全・安心な住環境づくり

- ◇居住環境改善の促進
 - ・「よりよい住まいづくり応援制度」により、個人住宅などの改修工事等の費用の一部を助成し、居住環境の改善を促進
- ◇居住支援の推進
 - ・住宅確保要配慮者の居住の確保が図れるよう、既存の市営住宅等のストックを有効活用し、適切に運用
 - ・住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への円滑な入居等の促進を図るための環境整備の検討

25-3 空き家対策の推進

- ◇特定空き家等への対応
 - ・周囲に危険性や悪影響を与える特定空き家への適切な対応

4つの施策推進、成果向上の視点

デジタル技術の活用	デジタル技術を活用した単身高齢者等の見守りの促進 オンラインを活用した相談支援の推進
共創のまちづくり	多様な主体と連携しながら空き家の未然防止、利活用による地域活性化及び特定空き家等対策を推進
脱炭素社会の実現	省エネルギー住宅の促進、市営住宅における再生可能エネルギーの利用促進
フェーズフリー	住宅の耐震化の推進、分譲マンションの適正な管理の支援、空き家の予防保全と円滑な利活用

施策の方向

○周辺環境への配慮と歩行者空間の確保を図りながら、円滑に移動できる道路網の整備を計画的に進め、歩行者・自転車・自動車など道路を利用するすべての人たち並びに沿道住民にとって、安全で快適なみちづくりを推進するとともに適切な維持管理に取り組みます。

これまでの主な取組成果

- 道路網計画の策定
 - ・平成27年度に、広域的な移動を支える都市計画道路と広域的な道路を補完し地区内の移動を支える生活道路について、双方の道路を体系的、機能的に連携した道路網としてバランスよく整備を進めるため、調布市道路網計画を策定
- 都市計画道路の整備・見直し
 - ・調布3・4・21号線 事業中
 - ・調布3・4・26号線 事業中
 - ・調布3・4・9号線 事業準備中
 - ・調布3・4・28号線 事業中
 - ・調布3・4・5号線 一部区間の都市計画廃止
- 人と環境にやさしい道路空間の整備
 - ・主要市道33号線（スタジアム通り）及び主要市道12号線（品川通り） 段差解消によるバリアフリー化（令和元年度）
 - ・主要市道12号線（品川通り）歩道のバリアフリー化、車道の低騒音排水性舗装（令和2年度）
 - ・市道南176・192号線（羽毛下通り）バリアフリー化の支障となる街路樹の伐採工事を実施（令和3年度）
- 道路施設の総合的な管理の推進
 - ・市が管理する道路施設について、老朽化対策・維持管理費用の縮減を目的として、効率的・効果的な道路の維持管理を推進していくため、管理物の台帳化や点検を実施し、（仮称）道路総合管理計画の策定に向けた取組を進めている。
- 橋りょうの耐震化
 - ・調布市橋りょう長寿命化修繕計画に基づく耐震化及び補修を計画的に進め、橋りょうの適正な管理に努めている。耐震補強が必要な48橋について、令和4年度末時点で工事が完了する見込みとなっている。
- 路面下空洞調査の実施
 - ・陥没事故を未然に防ぐため、路面下空洞調査を実施し、路面下の空洞の早期発見に努めている。また、道路や街路灯など、道路上の不具合等を市民が発見した際、写真を撮ってLINEで通報する機能の試行運用を開始。
- 地籍整備事業の推進
 - ・災害復旧・復興に貢献するとともに、社会資本整備の円滑化にも資する地籍整備事業について、国の第七次国土調査事業十箇年計画を踏まえ、令和2年度から11年度までの地籍整備計画を策定。同計画に基づき、官民境界等先行調査を実施しており、令和4年度からは街区境界調査を実施している。

次期計画4年間のポイント

- 「調布市道路網計画」に基づき、都市計画道路と生活道路の一体的な整備を推進するとともに、社会情勢等を踏まえた都市計画道路の見直しや道路整備とあわせた自転車の利用環境の整備を推進する。
- 快適な通行の確保や周辺環境への配慮のため、バリアフリー化や、街路灯のLED化、無電柱化の推進など、人と環境にやさしい道路空間の整備を計画的に推進する。
- 道路の効率的・効果的な管理に向けて、道路台帳電子化や道路占用手続き電子化等を進め、総合的な道路管理の在り方の検討を推進する。

成果指標（現状値と目標値）

基本的取組	指標名	現行計画での基準値	次期計画での基準値	目標
26-1	自宅などから目的地まで円滑に移動できる道路ネットワークが形成されていると感じる市民の割合	72.0% (H30)	59.6% (R3)	↗
26-2	普段利用している道路が通行しやすいと感じている市民の割合（徒歩）	58.6% (H30)	62.1% (R3)	↗
26-3	道路に関する市民からの要望件数	1,443件 (H29)	1,864件 (R3)	↘

基本的取組の内容

26-1 円滑に移動できる道路網の整備

- ◇道路網の計画的な整備
 - ・道路ネットワークを形成し、交通の円滑化を図るため、都市の骨格となる都市計画道路と地区内交通を担う生活道路を計画的に整備・災害時の避難通路の確保など、防災上の観点から、4m未満の狭あいな道路を解消
- ◇都市計画道路の見直しの取組
 - ・計画検討路線や廃止候補路線について、土地利用や地域のまちづくりの状況を踏まえ、市民参加により都市計画の見直しを検討
- ◇中心市街地における道路網の形成
 - ・うるおいとにぎわいのある都市空間を創出するため、歩行者にとっても安全で快適に利用できる道路空間づくりを推進

26-2 人と環境にやさしい道路空間の整備

- ◇だれにもやさしい安全な道路の整備
 - ・すべての人が円滑に移動できる交通環境の実現を目指し、バリアフリーに対応した安全で快適な歩行空間を有する道路整備を推進
- ◇環境に配慮した道路の整備
 - ・遮熱性舗装や透水性舗装、低騒音・排水性舗装、道路の緑化など、沿道環境に配慮したみちづくりを推進
- ◇自転車走行空間の整備
- ◇無電柱化の推進
- ◇街路灯のLED化の推進

26-3 道路施設等の総合的な管理の推進

- ◇道路の効率的・効果的な管理の推進
 - ・道路台帳電子化・道路の境界図、道路占用手続きの電子化
 - ・包括的民間委託の実施
 - ・バス・タクシーと連携した道路パトロール
- ◇道路及び交通安全施設等の計画的な更新・維持管理
 - ・交通安全施設の計画的な更新
 - ・路面下の空洞調査とともに、危険個所の調査と補修・更新
- ◇協働による継続的な道路空間の維持管理
- ◇地籍整備事業の推進

新たな対応課題、継続的な対応課題等

- 道路網計画に基づく都市計画道路と生活道路の一体整備、計画の見直し
- 人と環境にやさしい道路空間の整備（バリアフリー化、街路灯LED化、無電柱化など）
- 橋りょう、舗装などの道路施設の総合的な管理の推進

4つの施策推進、成果向上の視点

デジタル技術の活用	道路台帳・道路の境界図、道路占用手続きの電子化
共創のまちづくり	道路管理業務の包括的民間委託導入 バス・タクシーと連携した道路パトロール
脱炭素社会の実現	—
フェーズフリー	道路ネットワークの形成

施策の方向
 ○将来の交通需要や都市基盤の整備と合わせた効率的な公共交通ネットワークを形成するとともに、交通安全対策の推進、環境への負荷の少ない自転車利用の促進などを通じて、だれもが安心して移動できる総合的な交通環境が整ったまちづくりを進めます。

これまでの主な取組成果

○**交通計画等の検討**
 ・調布市総合交通計画に基づき、公共交通ネットワークや自転車ネットワークの形成を進めるとともに、総合交通計画の改定に着手
 ・バリアフリー基本構想の計画期間満了及び法改正を踏まえ、バリアフリーマスタープラン及びバリアフリー基本構想を策定

年度	割合
H30年度	76.3%
R元年度	75.2%
R2年度	80.6%
R3年度	77.5%

○**交通安全対策の推進**
 ・春・秋の全国交通安全運動と交通安全のつどい、子ども交通安全教室、自転車交通安全教室、高齢者交通安全のつどい、親子交通安全教室、高齢者交通安全指導員養成講習会など各種啓発事業を実施

年度	件数
H30年	386
R元年	424
R2年	391
R3年	419

○**シェアサイクルの促進**
 ・民間事業者との連携によるシェアサイクル事業を促進し、3年間の実証実験を経て、令和4年度から本格実施（令和4年3月末でサイクルステーション79箇所）

○**自転車駐車場の整備・有料化**
 ・調布市自転車等対策実施計画に基づき、恒久的な自転車等駐車場の計画的な整備を実施している。

- 新たな対応課題、継続的な対応課題等**
- 公共交通ネットワーク等の検討
 - 交通不便地域の交通環境の向上
 - 調布市バリアフリーマスタープラン・基本構想に基づく取組の促進
 - 自転車ネットワーク計画に基づく自転車走行環境の整備
 - シェアサイクルの促進
 - ★ デジタル技術を活用した交通サービスの導入の促進

次期計画4年間のポイント

- 改定総合交通計画に基づく、公共交通ネットワークの形成。
- デジタル技術を活用した交通サービスの導入促進。
- 地域に必要な公共交通の維持に向けた検討。
- だれもが安全・安心に移動できる環境の整備。
- ゼロカーボンシティの実現に向けた、EVステーションの設置等の検討。
- 利便性の高い自転車駐車場や自転車走行環境の整備、シェアサイクルなどによる自転車利用の促進。

成果指標（現状値と目標値）

基本的取組	指標名	現行計画での基準値	次期計画での基準値	目標
27-1	市内を移動しやすい（電車・バス・自転車・徒歩）と感じている市民の割合	—	—	↗
27-2	市内における交通人身事故件数	386件 (H30)	419件 (R3)	↘
27-3	自転車乗入台数	—	10,657台 (R3)	↗

基本的取組の内容

27-1 公共交通ネットワークの形成

- ◇公共交通網の整備による交通環境の向上
 - ・改定総合交通計画に基づき、今後の交通需要や都市基盤整備と合わせた効率的な公共交通ネットワークの検討
 - ・ゼロカーボンシティの実現に向けた、EVステーション設置等の検討
 - ・デジタル技術を活用した交通サービスの導入の促進
- ◇バリアフリー化の促進
 - ・バリアフリーマスタープラン及び基本構想に基づく取組の推進
 - ・駅前広場の整備による交通結節機能強化
- ◇地域公共交通の維持
 - ・ミニバスを含め、地域に必要な公共交通の維持に向けた地域公共交通計画の策定

27-2 交通安全対策の推進

- ◇交通安全意識と交通マナーの向上
 - ・子どもや高齢者、自転車利用者等を中心とした交通安全に対する意識啓発
 - ・警察などの関係機関と連携した交通安全対策により、交通ルールの遵守と交通マナーを向上
 - ・市民団体との連携の下、高齢者の免許証の自主返納の啓発
- ◇道路交通の安全確保
 - ・交通安全施設の整備やバリアフリー化を推進

27-3 自転車利用の促進

◇自転車等駐車場の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・自転車等対策実施計画（改定版）に基づく路上自転車駐車場の整備検討、自転車等駐車場の計画的な更新 	◇自転車走行環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ナビマークの表示等により安全・快適に利用できる自転車走行環境の改善 ・自転車活用推進計画の策定
◇シェアサイクルの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治体や民間事業者、商店会等と連携・協働したシェアサイクルの促進 	◇放置自転車対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車の撤去などによる駅前広場や駅周辺の歩行空間の確保による、交通安全や美観の向上

4つの施策推進、成果向上の視点

デジタル技術の活用	デジタル技術を活用した交通サービスの導入の促進
共創のまちづくり	シェアサイクルの促進、市内の交通利便性の向上
脱炭素社会の実現	シェアサイクルの促進、電気自動車の利用環境の整備
フェーズフリー	交通ネットワークの形成、電気自動車の利用環境の整備

施策の方向

○環境保全に係る情報発信及び環境学習等の充実による環境意識の醸成を図るとともに、温室効果ガスを削減する「緩和策」及び気候変動による被害の回避・軽減を図る「適応策」を推進し、環境負荷の少ない持続可能な環境都市の構築を目指します。

これまでの主な取組成果

- 「調布市ゼロカーボンシティ宣言」
 - ・令和3年4月、市と市議会は、気候変動の深刻な状況による危機意識を共有し、将来に向けて安定した気候に育まれた生活や文化を継承していくため、脱炭素社会の実現に向けて2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言した。
- 環境に係るマスタープラン「調布市環境基本計画」の策定
 - ・「調布市環境基本計画」について、「調布市環境基本計画等改定委員会」での検討、対面方式・オンライン会議、SNS等の手法により多様な市民意見を把握し、SDGsの17の目標を各施策と関連付ける形で、令和3年3月に計画を改定
 - ・「こども版調布市環境基本計画」を発行し、次世代に向けて情報を発信
- 地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）の策定
 - ・令和3年度から計画期間がスタートした、市域の温室効果ガスを削減する「調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「第4次調布市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」において、長期目標として市域から排出される温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す。
- 再生可能エネルギーの利用促進
 - ・市の率先取組として再エネ設備を導入するとともに、公共施設で調達する電力を、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーへ転換することとしており、3つの手法で実施している。①環境配慮方針に基づく高圧受電施設における電力調達の実施②公共施設の屋根貸しによる太陽光発電の電力を活用した電力調達③「みんなでいっしょに自然の電気（みい電）」キャンペーンの活用
- CHOFUプラスチック・スマートアクションの推進
 - ・3つのアクションにより推進する『CHOFUプラスチック・スマートアクション』を令和2年4月から立ち上げ、市庁舎の自動販売機からペットボトルをなくすなど、使い捨てプラスチックの削減に積極的に取り組む
- 深大寺・佐須地域の里山、水辺環境を活用した環境活動の推進
 - ・平成28年6月から「佐須農（みのり）の家」の運営を開始するとともに、地域の環境資源を活用し、農業体験や雑木林ボランティア講座の講習をはじめ、地域環境活動並びに歴史及び文化を広める環境学習の場として活用



次期計画4年間のポイント

○令和3年度からを計画期間とする環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画に基づき、脱炭素社会に向け、環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換、市民・事業者・市が連携・協働した取組を推進する。
○2050年までに二酸化炭素排出を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、施設の管理・運営における環境配慮の取組等による徹底した省エネルギー・省資源化施策を推進する。

成果指標（現状値と目標値）

基本的取組	指標名	現行計画での基準値	次期計画での基準値	目標
28-1	環境学習事業及び多摩川自然情報館で学習した延べ人数	1万683人 (H29)	8,712人 (R3)	↗
	市域から排出される二酸化炭素排出量	—	—	↘
28-2	公共施設における温室効果ガス総排出量	1万5,667 t-CO ₂ (H29)	1万3,943 t-CO ₂ (R2)	↘
	環境に配慮した取組を行っている市民の割合	—	—	↗

基本的取組の内容

28-1 脱炭素社会に向けた地球温暖化対策の推進

- ◆脱炭素社会の実現に向けた総合的な取組の推進
 - ・環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画の推進
- ◆公共施設や行政活動における環境負荷低減の取組
 - ・環境マネジメントシステムの運用による環境配慮型の行政活動の推進
 - ・市有施設の二酸化炭素排出量の削減に係る率先取組
 - ・CHOFUプラスチック・スマートアクションの推進
- ◆再生可能エネルギー等の普及拡大
 - ・太陽光発電や太陽熱利用など、温室効果ガスを排出しないエネルギーの導入促進、補助事業に関する情報提供
 - ・次世代エネルギーに関する普及啓発、電気自動車や燃料電池(水素)自動車等のZEVの普及啓発

- ◆環境配慮行動を促す意識の醸成
 - ・環境に負荷の少ないライフスタイル・ビジネススタイルの普及啓発、住宅の省エネルギー化の促進等を図る。
 - ・環境フェア等のイベント、環境に配慮したライフスタイルの普及につながる企画を実施する等により、環境意識の醸成を図る。
- ◆気候変動適応策の推進
 - ・暑熱対策の推進
 - ・地球温暖化及び気候変動に関する情報発信

28-2 環境と調和した持続可能な社会を構築する担い手づくり

- ◆連携・協働による環境保全活動の推進
 - ・市民・事業者・団体等との連携を通じて、環境保全活動の環(わ)を拡大
 - ・市民・事業者の環境保全活動を支援
 - ・自治体間の広域連携による環境保全活動の取組
- ◆環境教育・環境学習の充実
 - ・あらゆる世代におけるSDGsを意識した環境学習の推進
 - ・環境保全についての学習の機会・場を確保する。
 - ・多摩川自然情報館や農の家を拠点とした、行政・地域団体・事業者等の様々な主体による環境教育・学習の展開
- ◆環境活動体験機会の創出
 - ・里山の風景が残る深大寺・佐須地域の環境資源を活用し、農業体験や雑木林の維持管理等の体験型環境活動に参加できる機会の創出
- ◆生物多様性の保全に向けた取組の推進
 - ・地域の生態系を保全するため、在来種の活用、特定外来生物(植物)への対策を推進
- ◆環境保全活動の担い手となる人材の育成と活動支援
 - ・環境保全活動の中心となる担い手づくり、様々な主体が協働して活動するためのしくみづくり

新たな対応課題、継続的な対応課題等

- 地球環境の保全意識の啓発
- 再生可能エネルギーの導入促進
- 次期環境基本計画の策定
- ★ 地球温暖化対策実行計画の改定
- ☆ ゼロカーボンシティの実現

4つの施策推進、成果向上の視点

デジタル技術の活用	オンラインの利活用(オンライン座談会、オンラインワークショップ等)、SNSの活用
共創のまちづくり	連携・協働による環境保全活動の推進、移動型円筒形太陽光発電設備の実証、ZEV(電気・水素自動車等)の導入・普及
脱炭素社会の実現	地球温暖化対策実行計画に位置付けた各種取組の推進
フェーズフリー	公共施設や行政活動における環境負荷低減の取組

施策の方向

○人と自然との共生を目指すために、湧水、公園、崖線、里山などの水辺や緑地を保全し、連続性のある自然動植物の生息空間と緑豊かな美しい街並み・景観を形成する快適な空間づくりに取り組みます。

これまでの主な取組成果

- 身近な水辺と崖線樹林地・里山の一体的な保全
 - ・崖線樹林地等における市民団体の保全活動や、市民等の公遊園清掃協力活動などへの支援とともに、人材の育成などにも取り組み、市民との協働による公園・緑地、崖線樹林地の維持保全を推進
- 緑の保全・農業公園の整備
 - ・緑の保全を図るため、「みんなの森特別緑地保全地区の保全管理計画」の策定を行うとともに、深大寺・佐須地域において農業公園を新たに整備し、令和6年度の開園に向けて運用方法について検討を開始
- 緑の基本計画年次報告書の作成
 - ・令和2年度を目標年次とした前緑の基本計画の目標の達成状況をまとめた「緑の基本計画年次報告書(令和2年度版)」を、庁内関係各課の協力のもと作成
- 花いっぱい運動の推進
 - ・1年延期となった東京2020大会の開催に合わせて、調布・西調布・飛田給の駅前で市民サポーターと協働で、緑と花があふれるまちとして迎えられるよう、おもてなしガーデンを展開するとともに、市内の地域グループが実施する花いっぱい運動を継続実施
- 多摩川市民広場の整備
 - ・地域ニーズに合わせた公園等の整備を計画的に実施するため、公園・緑地機能再編整備指針に基づき、多摩川市民広場周辺実施区域の核として、多摩川市民広場を整備
- 深大寺・佐須地域環境資源保全・活用の推進
 - ・平成28年6月から「佐須農(みのり)の家」の運営を開始し、雑木林ボランティア講座の講習をはじめ、地域環境活動並びに歴史及び文化を広める環境学習の場として活用
 - ・深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画に基づき、計画区域内の土地を取得するとともに、深大寺・佐須地域農業公園の整備工事を行うとともに、令和6年度の開園(本格運用)に向けて、庁内各課に利用の意向調査を実施

新たな対応課題、継続的な対応課題等

- 花いっぱい運動の推進
- 水辺・崖線樹林地・里山の一体的な保全・活用
- 地域ニーズに即した公園等の整備・機能の再編
- 深大寺・佐須地域の里山風景の保存・活用
- ★ 生物多様性地域戦略の策定検討
- ★ グリーンインフラの考え方を取り入れた取組の推進

次期計画4年間のポイント

- 地域制緑地制度等を活用した取組を推進するとともに、生物の生育・生育環境の確保や希少種の保全に配慮した保全管理計画の策定など、自然豊かな都市環境の保全に努める。
- 都市緑地法の改正により、農地が緑として位置付けられたことも踏まえ、令和3年3月に策定した「調布市緑の基本計画」に基づき、緑の保全に関する取組を推進する。
- 老朽化した公園の施設・設備を計画的に更新するとともに、「公園・緑地機能再編指針」に基づく「機能再編整備プラン」を踏まえ、新たな財源確保も検討しながら、地域ニーズに即した公園・緑地の整備を推進する。
- 国や東京都の動向を踏まえ、みどりの保全・創出、多様な主体との連携等の考え方を取り入れた「生物多様性地域戦略」の策定を検討する。
- 公園・公衆トイレ整備について、耐用年数を踏まえ、計画的に更新する。

成果指標(現状値と目標値)

基本的取組	指標名	現行計画での基準値	次期計画での基準値	目標
29-1	公共が保全する緑の面積 ※1	149.07ha (H29)	149.40ha (R3)	↗
29-2	市民一人当たりの公園面積	5.54㎡ (H29)	5.44㎡ (R3)	↗
	公園面積	—	—	↗
29-3	区域での環境学習の延べ参加人数	6023人 (H29)	10,046人 (R3)	↗

※1指標の対象となる緑とは、市や東京都が管理する公遊園・緑地・緑道・崖線樹林地及び民間が所有する緑地に対し市が補助している保全地区

基本的取組の内容

29-1 水と緑の保全

- ◇身近な水辺と崖線樹林地・里山の一体的な保全・活用
 - ・貴重な自然資源の維持・保全
 - ・土砂災害警戒区域等における崖線樹林地等の計画策定
- ◇緑の保全に向けた制度の活用
 - ・地域制緑地制度を活用した緑の保全
- ◇公園・緑地等の公有化への対応
 - ・公園不足地域解消に向け、公園・緑地の公有化

- ◇市民による緑の保全の促進
 - ・環境学習等を通じ、市民と協働による緑の保全
- ◇公園施設長寿命化計画の推進
 - ・計画的な公園施設の維持・補修

- ◆公園・公衆トイレ整備・改修計画に基づく改修
 - ・計画的な公園・公衆トイレの改修
- ◇緑化活動へつなげる支援・制度の充実
 - ・花いっぱい運動の推進
 - ・生垣費用の助成制度等の活用促進

29-2 水と緑の創出

- ◇公園・緑地機能再編整備プランによる公園・緑地の整備
 - ・緑の基本計画や調布市公園・緑地機能再編指針に基づき、地域の特性を踏まえた公園・緑地を計画的に整備
- ◇水辺環境の整備促進
 - ・多摩川、野川、仙川、入間川について、生物生息環境に配慮した安全で快適な河川・川岸の整備・管理を国や都に要望し、整備促進を図る

29-3 深大寺・佐須地域の里山環境の保全・活用の推進

- ◇深大寺・佐須地域環境資源保全・活用の推進
 - ・深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画に基づき、貴重な地域環境資源である深大寺・佐須地域の里山・水辺環境について、市民との協働のもと、雑木林の保全や田園風景の保全などを推進するとともに、良好な地域環境の維持・保全・活用に向けた取組を推進
- ◆深大寺・佐須地域農業公園の運営

4つの施策推進、成果向上の視点

デジタル技術の活用	—
共創のまちづくり	市民等との協働による管理、花いっぱい運動の推進
脱炭素社会の実現	緑の保全・創出
フェーズフリー	公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の改修、グリーンインフラの考え方を取り入れた取組の推進

施策の方向

○広報、啓発活動や支援事業の充実により、市民・事業者による3R（リデュース＝ごみの発生抑制、リユース＝再利用、リサイクル＝再資源化）の取組を推進します。また、ごみの安定・適正処理に努めつつ、資源循環及び脱炭素の推進による持続可能な社会を目指します。

これまでの主な取組成果

- 3R推進による取組
 - ・平成28年度から、ごみに関する様々な情報を簡単に確認できるアプリケーション「調布市ごみアプリ」を配信
 - ・令和2年度から、一人一日当たりの家庭ごみ量の目標に対する達成状況についてお知らせする「調布ごみダイエット注意報」を配信
 - ・自治会や子ども会による資源物地域集団回収事業の実施のほか、生ごみ堆肥化講習会を開催
 - ・環境フェアなどのイベントにおいて、粗大ごみ再生品の展示・販売や水切りネット、エコバッグの普及活動及びリユース食器の使用を実施
 - ・公共施設における使用済み小型家電、インクカートリッジ、コンタクトレンズ空ケース、小型充電式電池の拠点回収を実施
 - ・CHOFUプラスチック・スマートアクションに基づき、プラスチックごみ削減に向けた啓発活動を展開
 - ・企業や大学との連携に基づく廃棄物の適正処理及び3Rの推進
 - ・調布市ゼロカーボンシティ宣言を踏まえた次期一般廃棄物処理基本計画の策定
- ごみの適正処理
 - ・調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例に基づき、廃棄物処理等の監視・指導の強化を図るとともに、関係機関との情報共有・連携強化
 - ・ごみの焼却残さ（焼却灰）について、エコセメント化による再生利用を図り、最終処分量ゼロを維持
 - ・広報・啓発活動を通じて、ごみの分別徹底、適正排出を促進
- ごみ処理等施設の安定稼働
 - ・平成31年度に本格稼働したクリーンセンターの安定稼働による更なる資源化を推進するとともに、ふじみ衛生組合及び三鷹市と連携し、クリーンプラザふじみにおける可燃ごみの適正処理を徹底しつつ、リサイクルセンターの施設更新については、令和9年度の稼働に向け計画的に検討・協議を進めていく。また、エコセメント化施設の更新に際しては、東京多摩広域資源循環組合の各構成自治体と連携し、計画的に進めていく。

次期計画4年間のポイント

- ごみの発生抑制と持続可能な社会の構築に向け、令和5年度から令和12年度までを計画期間とする次期調布市一般廃棄物処理基本計画に基づき、更なるごみの減量と資源化を推進する。
- 調布市クリーンセンターの安定稼働により、再利用と資源化を推進し、ごみの長期的かつ適正な安定処理を図るとともに、環境教育の充実を図る。
- ふじみリサイクルセンターの更新及び製品プラスチックの資源化に向けた検討を進めつつ、プラスチックごみや食品ロスの減量に向けた取組・意識啓発を強化するとともに、市民・事業者との協働推進により、3Rの取組を一層強化する。

成果指標（現状値と目標値）

基本的取組	指標名	現行計画での基準値	次期計画での基準値	目標
30-1	市民1人1日当たりの総ごみ排出量	—	715.0g (R3)	↘
30-2	最終処分（埋立）量	0 (H29)	0 (R3)	→

基本的取組の内容

30-1 3R推進によるごみの減量

◆3R推進に向けた意識啓発・環境教育の徹底

- ・ザ・リサイクル、SNS、アプリなど様々な媒体の活用による積極的な情報発信及び施設見学・出前講座を通じた環境教育の推進

◇ごみ処理計画の推進

- ・調布市一般廃棄物処理基本計画に基づくごみの適正処理、3Rの推進及び環境負荷の低減

◇ごみの資源化の推進

- ・剪定枝資源化支援事業、粗大ごみの再生利用、廃家電製品からの有用金属を取り出す取組等の推進
- ・プラスチック類資源化の推進

◇市民・事業者による自主的な3Rの取組に対する支援等

- ・資源物地域集団回収事業及び生産者による自主回収など3Rの取組に対する支援・連携

30-2 ごみの安定・適正処理

◇排出指導の充実

- ・分かりやすい広報・啓発の継続、分別排出指導の充実

◇不法投棄対策の充実

- ・関係機関と連携したパトロールの強化

◇資源物持去り対策の強化

- ・廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例に基づく対策の推進

◇適正かつ安定的な処理の確保

- ・安定的な収集運搬体制の構築
- ・ごみの焼却残さのエコセメント化継続及び最終処分量ゼロの維持
- ・焼却施設、リサイクル施設、最終処分施設、クリーンセンターの安定稼働
- ・災害廃棄物処理計画の策定

◆ごみ処理施設の更新に向けた検討・協議

- ・ふじみ衛生組合リサイクルセンター、東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設の更新に向けた検討・協議

新たな対応課題、継続的な対応課題等

- ごみ減量・再資源化の推進
- 3Rの取組に対する支援
- クリーンセンターによるごみの安定処理
- 脱炭素・循環型社会の構築
- ★ ふじみリサイクルセンター及びエコセメント化施設の更新
- ☆ プラスチック資源の循環促進

4つの施策推進、成果向上の視点

デジタル技術の活用	ごみアプリ、フードシェアリングサービスアプリの活用
共創のまちづくり	ごみ探検隊、ごみ減量キャンペーン、食品ロス削減、セブン-イレブン・ジャパンとの連携による食品ロス削減の取組、事業者との連携による3Rの推進
脱炭素社会の実現	さらなる分別の促進、製品プラスチックの資源化、指定収集袋へのバイオマスプラスチック導入、企業（生産者）が取組むペットボトルの水平リサイクル技術・システムを活用した二酸化炭素の削減
フェーズフリー	ふじみ衛生組合リサイクルセンターの強靱化

施策の方向

○生活環境被害の防止対策、まちの美化活動、路上喫煙対策、下水道の機能確保などについて、市民、地域、事業者、市がそれぞれの役割に応じた取組を進め、市民が安心して暮らすことができる環境の維持を図ります。

これまでの主な取組成果

- 生活環境の維持向上
 - ・大気汚染測定調査を2箇所(常時測定局)と3箇所(移動式測定局)で実施、自動車騒音測定を市内5箇所(主要道路)で実施、及び空間放射線量を毎月1回、市内4箇所で測定し市報・ホームページで公表
 - ・飼い主のいない猫対策として、不妊・去勢手術費の一部を助成
- 美化活動の推進
 - ・多摩川、野川、調布駅前、飛田給駅前クリーン作戦を継続して実施することで、マナーアップ清掃をはじめとする地域での自主的な清掃活動を支援し、清掃活動を推進
 - ・調布市受動喫煙防止条例に基づく京王線各駅周辺の路上等喫煙禁止区域において、啓発活動を実施するとともに、平日の朝・夕の通勤時間帯等にパトロールを実施
 - ・市内京王線全駅周辺、市が管理する公園や公共施設及び児童・生徒が通う施設周辺等の路上での喫煙禁止を条例で規定し、受動喫煙防止対策を推進
- 下水道事業の推進
 - ・下水道管路施設の老朽化の進行による、道路陥没事故等を未然に防止するため、予防保全型の維持管理に取り組んでいる老朽化・劣化対策事業について、地中に埋設された管の状態を把握するための点検を進めるとともに、対策が必要な箇所の修繕・改築を実施
 - ・市内河川の水環境を保全し、豊かな自然環境を守るため、雨水浸透施設の設置を促進
 - ・仙川汚水中継ポンプ場について、老朽化・災害による機能不全リスクの解消や脱炭素社会への貢献等に向け、ポンプによる圧送方式から管路の新設による自然流下方式へ切り替えるため、管路新設工事に着手

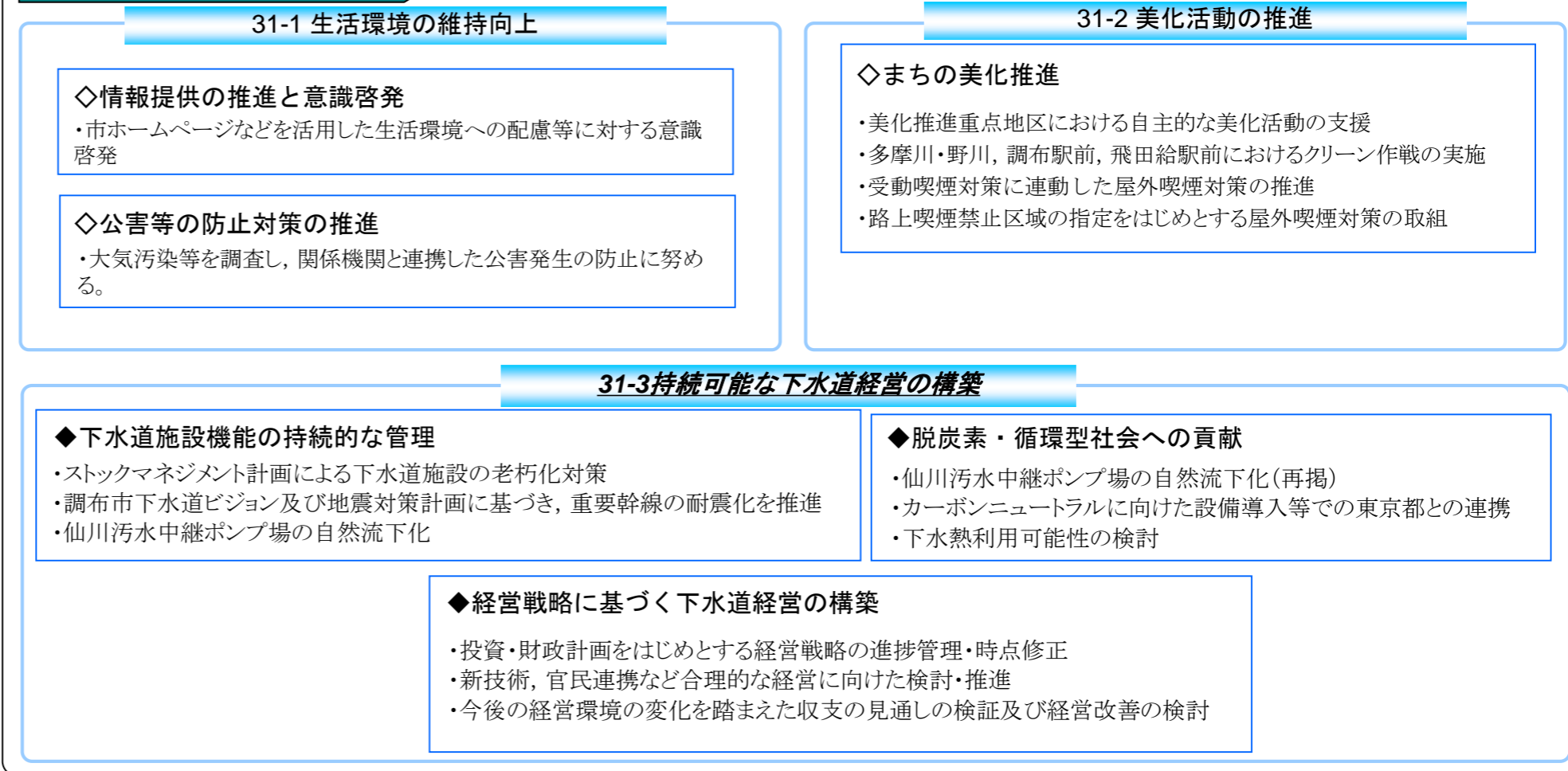
次期計画4年間のポイント

- 特定粉じん物質(アスベスト)について、化学や建築分野の専門的対応が求められることから体制整備を図り対応していく。
- 公共トイレの在り方を検討し、今後の改修(設置・廃止)計画を検討していく必要がある。
- 下水道管路施設において予防保全型の維持管理を長期間に渡り切れ目なく効果的に推進していくため、官民連携手法として、下水道管路施設の管理業務への包括的民間委託の導入を検討・推進していく。
- 中長期的な視点に立ち、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図り、収支バランスを確保するため、経営戦略に基づく取組により、持続可能な下水道事業経営を構築していく。

成果指標 (現状値と目標値)

基本的取組	指標名	現行計画での基準値	次期計画での基準値	目標
31-1	騒音や悪臭などの公害対策について不満を感じる市民の割合	19.5% (H30)	14.1% (R3)	↘
31-2	美化活動に参加した市民の数	9075人 (H29)	3731人 (R3)	↗
31-3	長寿命化対策工事やストックマネジメントに基づく対策工事済又は健全確認済管路延長	66.8km (H30)	68.8km (R3)	↗

基本的取組の内容



新たな対応課題、継続的な対応課題等

- 美化活動の推進
- 受動喫煙対策に連動した屋外喫煙対策の推進
- 下水道施設の予防保全の更なる推進
- 下水道事業経営における収支バランスの確保
- 公害等防止対策の推進

4つの施策推進、成果向上の視点

デジタル技術の活用	下水道施設の維持管理のデジタル化の推進、排水設備申請などの行政手続きのデジタル化の推進
共創のまちづくり	地域住民による自主的な清掃活動への支援、市民との協働による定期的な清掃活動(クリーン作戦)
脱炭素社会の実現	下水熱利用可能性の検討
フェーズフリー	下水道施設機能の維持保全